

第 27 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事要旨

1 日 時

平成 31 年 1 月 21 日（月） 午前 10 時 00 分開会 午前 10 時 40 分閉会

2 場 所

本場 業務管理棟 16 階大ホール

3 出席者

（委 員）加藤会長、福田委員、藤田委員、本間委員、植田委員、中島委員、吉川委員、橋爪委員、真部委員、牛山委員、金子委員、木本委員、田中委員、今井委員、古家委員、岩崎委員（以上 16 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、栗本総務担当課長、更家企画担当課長、西田本場長、得能東部市場長、中尾設備・施設担当課長、木村食品衛生検査所長、西東部市場食品衛生検査所長（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

- ・消費税等関係
- ・卸売市場法関係

○その他

5 議事要旨

(1)「業務条例改正について（消費税等関係）」及び「業務条例改正について（卸売市場法関係）」に関する説明を事務局より行った。

(2) 運営協議会委員から質問・意見は次のとおり。

- ・「本市市場の特性」に書いてある「将来にわたって」というのは、どのあたりをイメージして検討されているのか。
- ・「中央卸売市場の存在価値」という大きなまとめをして、その中に、卸会社、仲卸も大きな役割があるし、また、動かなければならないのではないか。

(3) 今後の対応

- ・本年 4 月下旬頃に条例改正の方向性を示し、同年 7 月頃に条例改正案として提示を予定。

6 配布資料

○業務条例改正について

〈消費税等関係〉

（資料 1）……………消費税法等改正に伴う本市の条例改正について

（参 考）……………大阪市中央卸売市場業務条例改正案（抜粋）

〈卸売市場法関係〉

（資料 2）……………卸売市場法改正に伴う本市の条例改正について

（別 紙）……………取引参加者のヒアリング結果について

（資料 3）……………卸売市場法改正にかかる運営協議会等スケジュール

（参 考）……………卸売市場法改正について

卸売市場に関する基本方針